

回 覧

地域活動をされているみなさん

地域自治支援交付金を活用しませんか？

◆地域自治支援交付金とは

NPO・有志グループ・市民活動団体等の地域活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、任意の団体・グループ等が提案する事業に対して選考により交付金を支給します。

この交付金を活用できるのは、今年度(令和6年度)が最後になります。

◆こんな事業に活用されています (R4・R5 年度)

- ・信州大学学生有志による“奈川の子どもと楽しむイベント開催”
- ・奈川一周ウォーキングマップの作成
- ・奈川の魅力を発見する親子交流イベントの開催
- ・ながわ青空マルシェ&マーケットの企画、運営 など



～交付金を活用して、奈川の元気をつくる事業に取り組みませんか～

- | | |
|------|---------------------------|
| 対象事業 | 令和6年度中に実施する事業（最終年度です） |
| 募集期間 | 令和6年5月7日（火）～5月31日（金） |
| 対象範囲 | 奈川地区で活動する団体等（居住の有無は問いません） |
| 応募方法 | 提案事業計画書等の提出が必要です |

まずは、奈川地区地域づくりセンターへご相談ください。



奈川地区地域づくりセンター

松本市奈川3301 担当：奥原・古畑

TEL: 79-2121、FAX: 79-2903

メールアドレス: nagawa-s@city.matsumoto.lg.jp